

一般社団法人茨城県医師会 御中

茨城県保健福祉部疾病対策課

## 次のインフルエンザ流行に備えた11月以降の相談・診療・検査体制について

日頃から本県の感染症対策の推進について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについては、令和2年10月2日付け茨城県保健福祉部長通知「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に向けた「検査協力医療機関」等の更なる拡大及び「診療・検査医療機関」の指定等について（依頼）」に基づき、これまで500を超える医療機関を診療・検査医療機関として指定したところです。

今後、患者からの受診相談等に関する問い合わせが増えることが想定されますことから、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、診療・検査医療機関を中心とした以下の相談・診療・検査体制について、県内各医療機関へ周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 患者からの相談対応について

##### (1) 診療・検査医療機関のリストの共有

一般の体制整備は、患者がかかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談すれば、適切な医療機関に案内され、円滑に医療機関を受診できることを目的の1つとしています。

このため、診療・検査医療機関名を公表しない場合であっても、当該案内が適切になされるよう、診療・検査医療機関のリストは発熱患者が相談を受ける可能性のある全ての医療機関で共有いただくことを念頭に置いております。

そこで、患者が必要とする、診療検査医療機関の住所、電話番号、診療・検査内容、対応可能な患者等の情報について、当該リストの活用方法を付した上で、共有いたします。

つきましては、患者から相談等があった際は、当該リストを活用して、適切にご案内等いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、当該リストにつきましては随時更新を行うとともに、都度共有いたします。

##### (2) 公表に同意いただいた診療・検査医療機関の、県ウェブページへの共有

かかりつけ医がない患者が速やかに診療又は検査を実施するためには、患者自らも診療・検査医療機関に関する情報を入手できることが重要であることから、診療・検査医療機関の指定申請の際、公表に同意いただいた医療機関につきましては、今後、県ウェブページに掲載してまいります。

また、地域の医療機関は住民からの信頼が厚く、体調不良時の拠り所となっており、より多くの診療・検査医療機関を公表することで、患者の利便性等が更に向上するため、今後、公表に同意いただける診療・検査医療機関は、管内の郡市医師会を通じて、管轄保健所に随時報告いただきますようお願いいたします。

##### (3) 受診・相談センターの設置

県においてこれまで設置していた「帰国者・接触者相談センター」につきましては、11月2日より「受診・相談センター」に体制を切り替え、患者から相談があった際は、1(1)のリストを活用し、近隣で対応可能な診療・検査医療機関を案内してまいります。

また、県では、受診・相談センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う「相談体制を整備した医療機関」を複数箇所指定してまいりましたが、当該医療機関につきましても県ウェブページに掲載の上、受診・相談センターと一体的に患者からの相談対応を実施してまいります。

(受診・相談センターURL)

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/other/documents/corona-soudan.html>

## 2 診療・検査医療機関における診療・検査の実施について

### (1) インフルエンザ流行期における診療・検査等フローの共有

患者への診療・検査の結果、新型コロナウイルスと診断された場合は、感染症法に基づき、保健所等での対応が生じることから、インフルエンザ流行期における診療・検査等のフローについて整理しましたので、共有いたします。

つきましては、本フローを参考に、円滑に診療・検査を実施いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### (2) 新型コロナウイルス感染症の検査について

このことについては、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針 第1版」（厚生労働省）等により、これまでに様々な検査手法及び検体の種類・採取方法が示されているところです。

そのため、検査に当たっては、それぞれの検査の特性等を鑑みながら、状況に応じた適切な検査を実施いただきますようお願いいたします。

また、被検者の行動歴・症状等（被検者が感染する機会があったか、問診や肺の画像などの所見等）も鑑み、総合的に判断の上、診断いただくとともに、診断が確定した際には、「新型コロナウイルス感染症 発生届」を作成の上、管轄の保健所へ提出いただきますようお願いいたします。

なお、発熱などの有症状者だけでなく、無症状者への検査も含め、上記を鑑み検査結果に疑義が生じた場合は、管轄の保健所へご相談いただきますようお願いいたします。

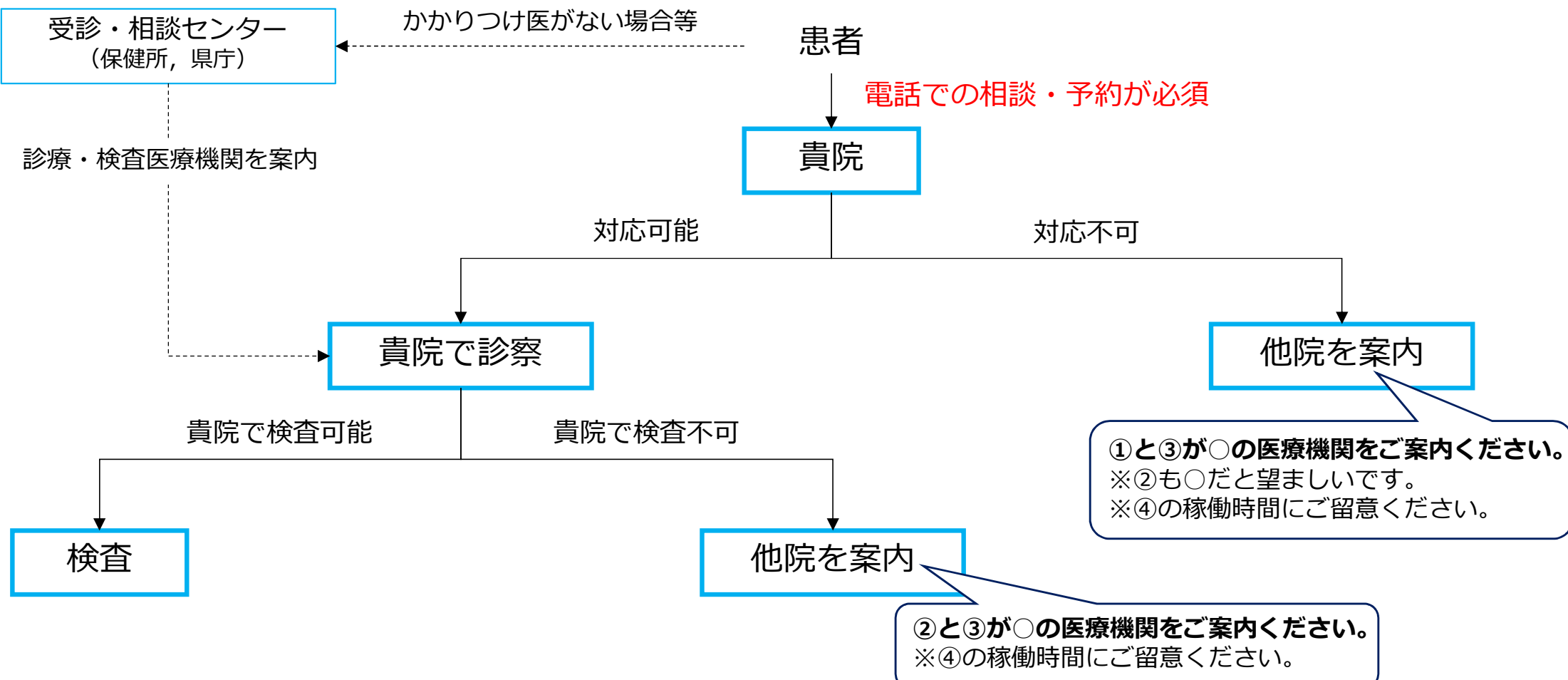
## 3 診療・検査に必要な个人防护具（PPE）の配布について

診療・検査医療機関に対しては、国より必要なPPEを無償配布することになっており、現在、10月20日に指定を受けた診療・検査医療機関に対しては、10月末にサージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋がそれぞれ送付される予定となっているほか、10月28日に指定を受けた診療・検査医療機関に対しても、11月上旬に必要なPPEが届く予定となっております。

また、今後も複数回、国より無償配布が予定されているほか、PPEが不足し緊急で必要な場合は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）による追加請求が可能であるとともに、緊急的に県での配布も可能ですので、個別にご相談ください。

茨城県保健福祉部疾病対策課  
健康危機管理対策室  
TEL 029-301-3233  
FAX 029-301-6341  
E-mail yobo5@pref.ibaraki.lg.jp

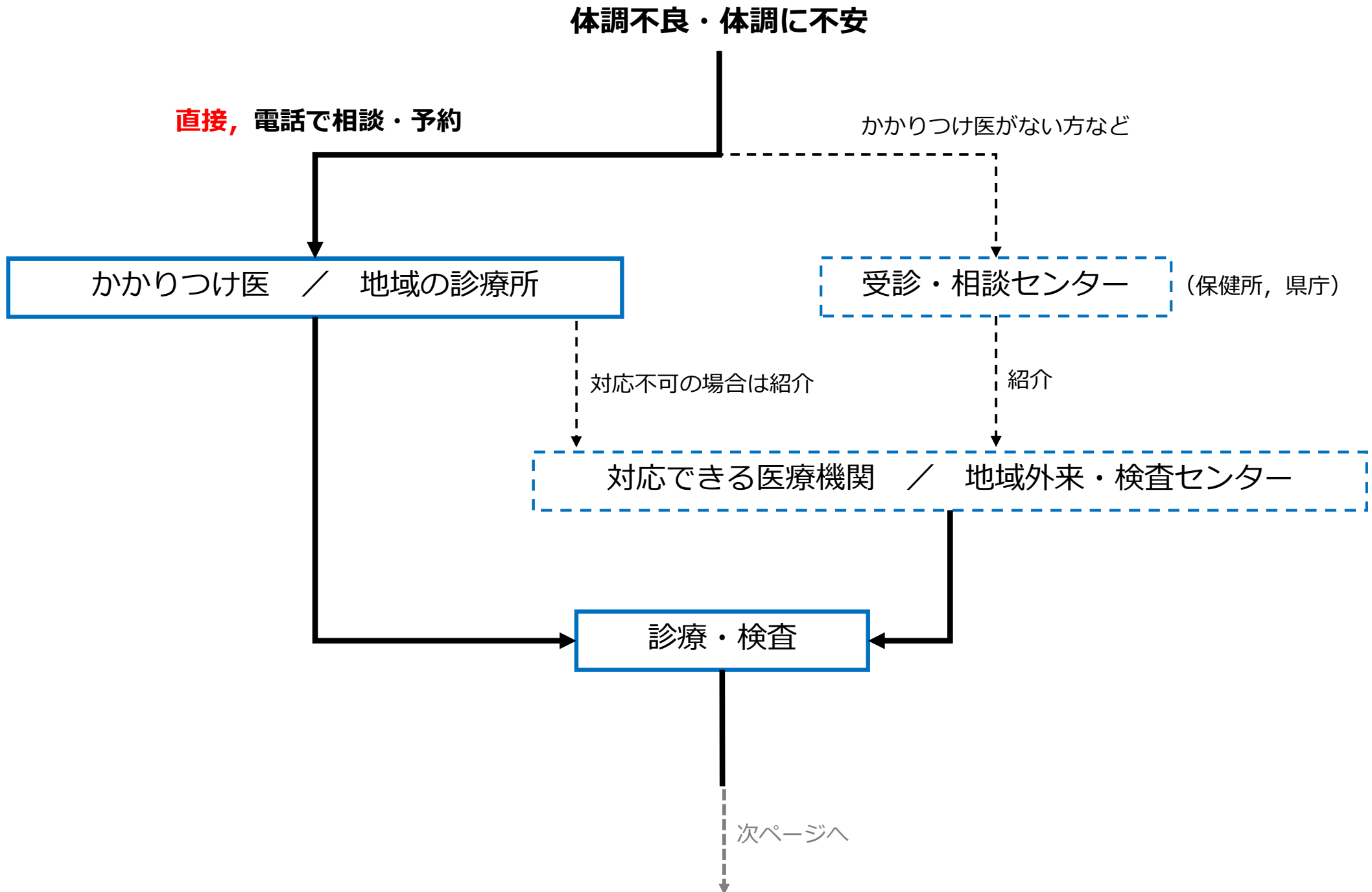
# 発熱患者等に対する医療機関の標準的対応フロー



## <県内各医療機関に共有するリスト>

医療機関名	住所	電話番号	実施内容		対象者		曜日ごとの稼働時間 曜日 時間帯	自治体HP公表の可否
			① 診療	② 検査	③ 一般患者 (紹介患者など)	自院の かかりつけ患者		
A 医院	…市…町…	029-……	○	○	○	○	…, …, …	○
B 診療所	…町…	029-……	○	○	○	○	…, …	○
C 内科	…市…町…	029-……	○	○	○	○	…, …	○

# インフルエンザ流行期における診療・検査等フロー



前ページから

検査結果・行動歴・症状等を踏まえ、総合的に診断

感染ありと判断  
される場合

確定診断のため、更なる精査  
が必要と考えられる場合（※）

感染なしと判断  
される場合

※検査結果、疫学的背景、臨床経過等を  
総合的に判断して疑義が生じた場合

（終了）

管轄保健所へ相談

追加検査（PCR検査）の実施

（帰国者・接触者外来）

陽性

陰性

発生届作成，管轄保健所へ提出

※患者の状態を伝える等，療養先の検討への協力

（終了）

保健所で発生届受理